

## レンタカー貸渡約款

制定・施行日 令和4年10月1日

三菱オートリース株式会社

### 第1章（総則）

#### （約款の適用）

第1条. 当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」といいます。）を借受人に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。なお、この約款に定めのない事項については、第32条の細則（以下「細則」といいます）、法令又は一般の慣習によるものものとします。

2. 当社は、この約款及び細則の趣旨、法令、行政通達並びに一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が優先するものとします。

3. レンタカーは、株式会社レンタルのニッケン（以下「レンタルのニッケン」といいます。）の所有車両になります。当社はレンタルのニッケンから借り受けたレンタカーを借受人に貸渡します。当社からの借受人への貸渡にあたり、貸渡、整備およびその他これらに付随関連する業務の提供は、レンタルのニッケンが当社に代わって行うものとします。借受人は、レンタカーの借受にあたり、レンタルのニッケン及び当社からの指示に従うものとします。

4. レンタカーには、貸出期間中の使用状況や走行データ、位置情報等をモニタリングするため、テレマティクス用の機器が装着されています。

5. 当社はレンタカーと共に当社が契約する充電カードを借受人に貸与するものとし、借受人は当該充電カードを利用してレンタカーの充電を行うものが出来るものとします。借受人は充電カード貸出申込書の内容に従ってカードを適切に利用するものとし、利用に関して借受人又は第三者に損害が発生した場合においても当社は一切の責任を負わないものとします。また当社に損害が発生した場合はその損害を賠償するものとします。

6. 当社及びレンタルのニッケンは、レンタカーの保管状況等の確認のために、いつでも借受人の事務所等レンタカーの保管場所に立ち入ることが出来るものとします。

### 第2章（予約）

#### （予約の申込み）

第2条. 借受人は、レンタカー（第1条4項の「テレマティクス用の機器」及び同5項の「充電カード」をふくむ。以下同様とする。）を借りるにあたって、約款、細則、特約及び当社が借受人に対して通知した内容（以下「約款等」といいます）に同意のうえ、別に定める方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、その他の借受条件（以下「借受条件」といいます。）を明示して予約の申込みを行うことができます。

2. 当社は、借受人から予約の申込みがあったときは、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。また、借受人が電気自動車導入検証の為に試験運用を目的として利用する場合、当社はこれを原則無償で貸し出すものとします。

#### （予約の変更）

第3条. 借受人は借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

#### （予約の取り消し等）

第4条. 借受人は、予約した借受開始日の前日までに当社に対して予約取り消しの意思表示を行った場合は、予約を取り消すことができるものとします。

2. 借受人の都合により、予約した借受開始日の7日前までに当社所定の貸渡申込書及び当社が指定する書類の提出がなかったときは、予約は取り消されます。

3. 前2項に規定する場合の他、借受人又は当社のいずれの責にもよらない事由により前項の申込書等の提出がなかったときは、予約は取り消されます。

#### （当社からの予約取消及び代替レンタカー）

第5条. 当社は、借受人から予約された借受開始日の前日までに借受人に対して通知することで、予約を取り消しできるものとし、代替レンタカーの提供義務を負わないものとします。

(免責)

第6条. 当社及び借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについては、相互に何らの請求をしないものとします。

### 第3章 (貸渡し)

(貸渡契約の締結)

第7条. 借受人は第2条第1項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸し渡すことができるレンタカーがない場合又は借受人若しくは運転者が第8条第1項若しくは第2項各号のいずれかに該当する場合は除きます。

2. 当社は、監督官庁の基本通達(注1)に基づき、貸渡簿(貸渡原票)及び第13条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証(注2)の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人の指定する運転者(以下「運転者」といいます。)の運転免許証の提示を求めるほか、その写しの提出を求めることがあります。この場合、借受人は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、又はその写しを提出するものとし、借受人と運転者が異なるときはその運転者の運転免許証を提示し、又はその写しを提出するものとします。

(注1) 監督官庁の基本通達とは、国土交通省自動車交通局通達「レンタカーに関する基本通達」(自旅第138号 平成7年6月13日)の2.(10)及び(11)のことをいいます。

(注2) 運転免許証とは、道路交通法第92条に規定する運転免許証のうち、道路交通法施行規則第19条別記様式第14の書式の運転免許証をいいます。また、道路交通法第107条の2に規定する国際運転免許証または外国運転免許証は、運転免許証に準じます。

3. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほかに本人確認ができる書類の提出を求め、及び提出された書類の写しをとることがあります。

4. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受期間中に借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求め、借受人はこれに応じます。

(貸渡契約の締結の拒絶)

第8条. 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結することができないものとします。なお、本条において借受人とは、予約の申し込みをした者、代理人、同伴者を含めて総称するものとします。

- (1) 貸し渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証を提示せず、又は当社が求めたにもかかわらず、その運転者の運転免許証の写しの提示に同意しないとき。
  - (2) 酒気を帯びていると認められるとき。
  - (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき、病気、怪我等の事由により安全運転に支障をきたすと当社が判断したとき。
  - (4) チャイルドシートがないにもかかわらず6歳未満の幼児を同乗させるとき。
  - (5) 暴力団若しくは暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。
2. 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。
- (1) 予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者とが異なるとき。
  - (3) 過去の貸渡しにおいて、第16条各号に掲げる事項に該当する行為があったとき。
  - (4) 過去の貸渡しにおいて、第17条6項又は第21条第1項に掲げる行為があったとき。
  - (5) 過去の貸渡しにおいて、約款等又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。
  - (6) 当社との取引に関し、当社に対する債務の履行を怠った事実があるとき。
  - (7) 当社の従業員その他の関係者に対して、詐術、暴力行為、暴力的若しくは脅迫的言辞を用い、又は合理的範囲を超える負担若しくは社会的妥当性を欠く不当な要求があったとき。
  - (8) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用をき損し、又は業務を妨害したとき。
  - (9) 約款等に違反するおそれがあると当社が判断したとき。

(10) 別に明示する条件を満たしていないとき。

3. 前2項に該当する場合において借受人との間に既に予約が成立していたときは、当社は、借受人に通知することなく、予約の取消しができるものとします。

(貸渡契約の成立等)

第9条. 貸渡契約は、当社が借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。

2. 前項の引渡しは、第2条第1項の借受開始日時に、同項に明示された借受場所で行うものとします。

(貸渡料金)

第10条. 貸渡料金は、第2条第2項に定める目的に使用する場合は無償とします。但し、以下の対応を希望される場合は、当社が別途提示する請求金額を借受人が負担するものとします。なお、この場合、当社の請求金額は月額料金とし、日割り計算は行わないものとします。

- (1) レンタカーの配車又は引取
- (2) その他オプション品の追加など

(借受条件の変更)

第11条. 借受人は、貸渡契約の締結後、第7条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

2. 当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

(点検整備及び確認)

第12条. 当社は、道路運送車両法第48条（定期点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。

2. 当社は、道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施するものとします。
3. 借受人又は運転者は、前2項の点検整備が実施されていること並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査によってレンタカーに整備不良がないことその他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。
4. 当社は、前項の確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。

(貸渡証の交付、携帯等)

第13条. 当社は、レンタカーを引き渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとします。

2. 借受人又は運転者は、レンタカーの使用時、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。
3. 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
4. 借受人又は運転者は、レンタカーを返還する場合には、同時に貸渡証を当社に返還するものとします。

#### 第4章（使用）

(管理責任)

第14条. 借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」といいます。）、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

(日常点検整備)

第15条. 借受人又は運転者は、レンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

(禁止行為)

第16条. 借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。

- (1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
- (2) レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第7条第2項の貸渡証に記載された運転者及び当社の承諾を得た者以外のものに運転させること。
- (3) レンタカーの作業用装置について、定められた用法に従って使用しないこと。
- (4) レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。

- (5) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等、その原状を変更すること。
- (6) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
- (7) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
- (8) 当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。
- (9) 当社の承諾を得ることなく、法令に違反するしないにかかわらず積載物（堆肥等その他）による異臭が残留し、又は衛生上等において、後に消臭、消毒等を要する可能性のある使用をすること。
- (10) レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
- (11) 電気自動車又は充電器の不適切な取扱いにより、電気自動車又は充電器を破損し、汚損すること。
- (12) その他第7条第1項の借受条件に違反する行為をすること。

(違法駐車の場合の措置等)

第17条. 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取りなどの諸費用を負担するものとします。

2. 当社は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、若しくは引き取るとともに、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時までに取り扱い警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。

3. 当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとします。また、当社は借受人又は運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」といいます。）に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。

4. 当社は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとします。

5. 当社が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は借受人若しくは運転者の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引き取りに要した費用等を負担した場合には、当社は借受人又は運転者に対し、次に掲げる金額（以下「駐車違反関係費用」といいます。）を請求するものとします。この場合、借受人又は運転者は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとします。

- (1) 放置違反金相当額
- (2) 当社が別に定める駐車違反違約金
- (3) 探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用

6. 第1項の規定により借受人又は運転者が違法駐車に係る反則金等を納付すべき場合において、当該借受人又は運転者が、第2項に基づく違反を処理すべき旨の当社の指示又は第3項に基づく自認書に署名すべき旨の当社の求めに応じないときは、当社は第5項に定める放置違反金及び駐車違反違約金に充てるものとして、当該借受人又は運転者から、当社が別に定める額の駐車違反金（次項において「駐車違反金」といいます。）を申し受けることができるものとします。

7. 借受人又は運転者が、第5項に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、借受人又は運転者が後刻当該駐車違反に係る反則金を納付し、又は公訴を提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社は既に支払いを受けた駐車関係費用のうち、放置違反金相当額のみを借受人又は運転者に返還するものとします。

## 第5章（返還）

(返還責任)

第18条. 借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時まで所定の返還場所において当社に返還するものとします。

2. 借受人又は運転者が前項の規定に違反したときは、当社が被った一切の損害（当社がレンタルのニッケンに対して負う損害賠償額を含む）を賠償するものとします。

3. 借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができない場合には、当社に生ずる損害について責を負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

（返還時の確認等）

第19条. 借受人又は運転者は、レンタルのニッケン又は当社立会いのもとにレンタカーを返還するものとします。この場合、通常の使用によって磨耗した箇所があること、電気自動車の電池の消耗があること等を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。

2. 借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、レンタカーの返還後においては、遺留品について保管の責を負わないものとします。

（返還場所等）

第20条. 借受人又は運転者は、第11条第1項により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。

2. 借受人又は運転者は、第11条第1項による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。

（不返還になった場合の措置）

第21条. 当社は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還要求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは、刑事告訴を行う等の法的措置をとるほか、一般社団法人全国レンタカー協会に対し不返還被害報告をするとともに、全レ協システムに登録する等の措置をとるものとします。

2. 当社は、前項に該当することとなったときは、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な措置をとるものとします。

3. 借受人又は運転者は、借受期間満了までに所定の返還場所にレンタカーを返還しない場合、当社が被った損害（当社がレンタルのニッケンに支払う損害賠償額を含む）について賠償する責任を負うほか、

レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。

## 第6章（故障、事故、盗難時の措置）

（故障発見時の措置）

第22条. 借受人又は運転者は、点検時又は使用中にレンタカーの毀損、異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、安全措置を講じた上でレンタルのニッケン及び当社に連絡するとともに、レンタルのニッケン及び当社の指示に従うものとします。

（事故発生時の措置）

第23条. 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。

（1）直ちに事故の状況等をレンタルのニッケン及び当社に報告し、レンタルのニッケン及び当社の指示に従うこと。

（2）前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、レンタルのニッケン及び当社が認めた場合を除き、レンタルのニッケン及び当社の指定する工場で行うこと。

（3）事故に関しレンタルのニッケン及びレンタルのニッケンが契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を遅滞なく提出すること。

（4）事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめレンタルのニッケンの承諾を受けること。

2. 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決をするものとします。

3. レンタルのニッケン及び当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

（盗難発生時の措置）

第24条. 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

（1）直ちに最寄りの警察に通報すること。

(2) 直ちに被害状況等をレンタルのニッケン及び当社に報告し、レンタルのニッケン及び当社の指示に従うこと。

(3) 盗難、その他の被害に関しレンタルのニッケン及びレンタルのニッケンが契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類等を遅滞なく提出する

こと。

(使用不能による貸渡契約の終了)

第25条. 使用中において故障、事故、盗難その他の事由（以下「故障等」といいます。）によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。

2. 借受人又は運転者は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理等に要する費用を負担するものとします。ただし、故障等が第3項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。

3. 故障等が貸渡し前に存した瑕疵による場合。

4. 借受人及び運転者は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

## 第7章（賠償及び営業補償）

（賠償及び補償）

第26条. 借受人又は運転者は、借受人又は運転者が借り受けたレンタカーの使用中に第三者又は当社に損害を与えたとき及び約款等に反したことにより第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を直ちに賠償するものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。

2. 前項の当社の損害のうち、レンタカーが滅失（物理的滅失のみならず盗難被害、修理不能等経済的滅失をも含む。以下「車両滅失（全損・盗難）」という。）した場合は当社がレンタルのニッケンに支払う損害賠償金額を、毀損（以下「修理・破損等」という。）した場合には修理その他原状回

復に要する費用等の損害を賠償するほか、さらに、事故等に起因する修理、捜査当局等による領置、第三者による留置占有、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないこと等による当社の損害については、別途見積書に定めるところにより、補償を行うものとし、借受人又は運転者はこれを支払うものとします。

3. 当社が借受人又は運転者の負担すべき第三者における損害、事故対応費用その他金員を負担したときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の負担した額を当社に弁済するものとします。

4. 借受人がレンタカーを借り受けた後に第三者又は当社に生じた損害については、借受人がすべての損害について賠償の責めを負うものとします。

（セーフティサービス）

第27条. 借受人又は運転者が第26条第1項及び第4項の賠償責任を負う場合において、レンタルのニッケンが加入する自動車セーフティサービス・車両損害セーフティサービスの提供を行います。

「自動車セーフティサービス」

(1) 対人賠償 無制限

(2) 対物賠償

① 1事故限度額 無制限（お客様負担額：5万円）

※ただし、乗用車・軽貨物（乗用車、ライトバン、軽トラック、軽バン、軽ダンプ等。以下同じ）に限るものとします。

② 1事故限度額 1,000万円（お客様負担額：5万円）

※ただし、上記①乗用車・軽貨物以外の車両の場合が該当するものとします。

(3) 人身傷害 1事故限度額5,000万円×乗車定員、1名限度額5,000万円

「車両損害セーフティサービス」

(4) 車両損害 1事故あたりのお客様負担額

①修理・破損等の場合

損害額（修理その他原状回復に要する費用の価額。税込み）の10%相当額であり、且つ納品伝票に記載される「お客様最大負

担額」の範囲内。

ただし、損害額の10%相当額が金7万円を下回る場合には金7万円をお客様負担額とする。

## ②車両滅失（全損・盗難）の場合

納品伝票記載の「お客様最大負担額」。

2. 自動車セーフティサービス・車両損害セーフティサービスの除外規定に該当する場合には、第1項に定める自動車セーフティサービス・車両損害セーフティサービスの提供ができない場合があります。なお、この場合、借受人は当社に対して、第26条に定める賠償及び補償の責を負うものとします。

3. 自動車セーフティサービス・車両損害セーフティサービスの除外規定に該当する場合及び自動車セーフティサービス・車両損害セーフティサービスの提供範囲を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。

## 第8章（貸渡契約の解除）

### （貸渡契約の解除）

第28条. 当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第8条第1項若しくは第2項の各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。

### （同意解約）

第29条. 借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て貸渡契約を解約することができるものとします。

## 第9章（個人情報）

### （個人情報の利用目的）

第30条. 当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は、次のとおりです。

- (1) 道路運送法第80条第1項に基づくレンタカー事業の認可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務付けられている事項を実施するため。
- (2) 貸渡契約の締結に際し、借受け申込者又は運転者に関し、本人確認及び貸渡契約締結の可否についての審査を行うため。
- (3) 当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客様満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者に対しアンケート調査を実施するため。
- (4) 貸渡期間終了後、車両の運行状況等をフィードバックするため。

2. 第1項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

3. 当社は本条第1項の利用目的の範囲において、借受人又は運転者の個人情報をレンタルのニッケンと共有することができるものとします。

### （個人情報の登録及び利用の同意）

第31条. 借受人又は運転者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人又は運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報が全レ協システムに7年を超えない期間登録されること並びにその情報が一般社団法人全国レンタカー協会及びこれに加盟する各地区レンタカー協会並びにこれらの会員であるレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。

- (1) 当社が道路交通法第51条の4第1項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合
- (2) 当社に対して第17条第5項に規定する駐車違反関係費用の全額の支払いがない場合
- (3) 第21条第1項に規定する不返還があったと認められる場合

## 第10章（雑則）

### （細則）

第32条. 当社は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。

2. 当社は、別に細則を定めたときは、当社の発行するパンフレット等にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

### （遅延損害金）

第33条. 借受人又は運転者は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、当社に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

### （テレマティクス用機器のデータ）

第34条 テレマテイクス用機器で取得したデータ等及びデータ等に基づいて得られる各種統計情報等に関する一切の権利は、当社及び当社が指定する者に帰属します

(合意管轄裁判所)

第 35 条. この約款に基づく権利及び義務について訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とするものとします。

附則

本約款は、令和4年10月1日から施行します。